

## I. 指導原則はなぜ受け入れられたのか

- 企業がサプライチェーンで生じる人権問題に一定の責任を負うとの認識の広がり
  - 1996 年 ナイキと児童労働<sup>1</sup>
- 批判回避のために企業が自発的に CSR に取り組むように<sup>2</sup>
  - NGO も批判から協力を態度変更
    - ◇ NGO は不買運動や訴訟もすれば、企業と協働もする<sup>3</sup>
  - コンサル・監査会社が CSR に商機を見だし、売り込む
- しかし、基準がばらばらに
- ラギーは、ステイクホルダーと協議を深め、企業の自発性を尊重しつつ、基準を統一し権威付けた指導原則に到達
- 指導原則は、市民社会および経済界から支持を得て、権威的なフォーカル・ポイントとしての正統性を獲得<sup>4</sup>

## II. Orchestration model

- 「ラギー特別代表が果たしたオーケストレーターとしての役割は極めて重要であった」<sup>5</sup>
- O-I-T モデル<sup>6</sup>
  - orchestrator が intermediary に協力を要請し、
  - intermediary は自発的に要請を受け入れ、
  - target に影響を与える
- O-I-T 間における階層の欠如

<sup>1</sup> 上野継義「[「児童労働とサッカーボール」](#) 京都マネジメント・レビュー33号 (2018年)。

<sup>2</sup> 長坂寿久「[「CSR=企業とNGOの新しい関係\(1\)」](#) 国際貿易と投資 78号 (2009年) 73頁。

<sup>3</sup> 曾根崎修司・大賀哲『[「企業の社会的責任」規範と多文化共生](#)』大賀哲ほか(編)『[共生社会の再構築 III 国際規範の競合と調和](#)』(法律文化社、2020年) 22頁、28頁。

<sup>4</sup> 山田高敬「[「多中心的グローバル・ガバナンスにおけるオーケストレーションと政策革新」](#) 年報政治学 68 卷 1 号 (2017 年) 109 頁、121 頁。

<sup>5</sup> 山田高敬「[「企業と人権」をめぐる多中心的なガバナンスの試み](#)」西谷真規子(編)『[国際規範はどう実現されるか](#)』(ミネルヴァ書房、2017年) 23頁、52頁

<sup>6</sup> 西谷真規子「[「多中心的ガバナンスにおけるオーケストレーション」](#) 西谷真規子(編)『[国際規範はどう実現されるか](#)』(ミネルヴァ書房、2017年) 201頁、203頁。

### III. 将来に向けての課題<sup>7</sup>

- 多中心性が有害に作用するおそれ
- 指導原則が示す規範は解釈の余地が極めて広い
  - そもそも規範自体が意図的に漠然とされている
    - ◇ Principles-based regulation (PBR)<sup>8</sup> 規制される側に広い裁量
  - 人権 DD の具体的内容は各企業が決定
    - ◇ 企業自身が規制者として活動することになる<sup>9</sup>
  - 解釈の相違から異なる規範を適用することになってしまうおそれ
- 多中心的システムが機能するためには、ずれを調整（解釈の相違を解消）する仕組みが必要<sup>10</sup> →どこにその仕組みが？
- ずれの実例
  - [OECD Due Diligence Guidelines for Responsible Business Conduct](#)
    - ◇ “contributed to”とは？
      - “Contribution must be substantial, meaning that it does not include minor or trivial contributions” (p. 70)
      - [指導原則 13](#) と比較すると？
  - Thun Group of Banks, [Paper on the Implications of UN Guiding Principles 13b & 17 in a Corporate and Investment Banking Context](#) (2017)
    - ◇ なぜ“13”ではなく“13b”なのか？
    - ◇ “[I]n an investment banking context banks are... more likely to be directly linked to adverse human rights impacts under UNGP 13b” (p. 6)
    - ◇ p. 6 の図に注目。
      - 右下の Access to remedy が Client と Adverse impact to rights holder との間にあることにつき、指導原則 22 およびそのコメントリーを参照、。
- では、解釈の相違を解消する仕組みをどうやって作る？

---

<sup>7</sup> Enrico Partiti, [“Polycentricity and Polyphony in International Law: Interpreting the Corporate Responsibility to Respect Human Rights”](#), *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 70, 2021, pp. 133-164.

<sup>8</sup> Julia Black, [“Forms and paradoxes of principles-based regulation”](#), *Capital Markets Law Journal*, vol. 3, 2008, pp. 425-457.

<sup>9</sup> Galit A. Sarfaty, [“Shining Light on Global Supply Chains”](#), *Harvard International Law Journal*, vol. 56, 2015, p. 419, p. 421.

<sup>10</sup> Josephine van Zeben, [“Polycentricity as a Theory of Governance”](#), in Josephine van Zeben and Ana Bobic eds., *Polycentricity in the European Union*, Cambridge University Press, 2019, p. 9, p. 24.